

熊本県産農林畜水産物消費拡大緊急支援事業費補助金審査会設置・開催要領

(目的)

第1条 原油・原材料価格の高騰による影響を大きく受けている県内の農林畜水産業者や物産事業者等を支援するため、「食のみやこ熊本県」の創造の実現に向けた、県民の「食」の理解醸成や県産品の販路拡大・消費拡大を目的とした大規模イベント開催等により、県産品の認知度向上や更なる消費拡大、県内物産事業者の緊急的な収益改善を図る取組みに対する補助事業の円滑な推進のため、審査会を設置する。

(会議内容)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、申請事業者が提出した事業実施計画書等の事業計画内容の審査を行う。

(会議の組織及び任期)

第3条 審査会の議長及び委員は、別表の職にある者を以て構成する。

- 2 熊本県食のみやこ推進局長は審査会を総括する。
- 3 議長が必要であると認める場合は、別表の構成員以外の者を委員に任命し審査会に参加させることができる。その場合の任期は、任命を受けた日からその年度の3月末日までとする。
- 4 審査会の事務局は、熊本県食のみやこ推進局に置く。

(開催)

第4条 審査会は、必要に応じ議長の指示を受けて事務局が委員を召集する。なお、委員を招集しない場合は、委員が書面により事業計画内容の審査を行うことにより、審査会の開催に代えるものとする。

- 2 議長及び委員（以下「議長等」という。）は別紙審査票の基準により事業計画内容の審査を行うこととする。
- 3 審査会は前項の審査を基に採択に適した事業計画を審議する。ただし、各審査員の総合得点の平均が50点に達しないものは採択対象としない。

(代理出席)

第5条 議長等が審査会に出席できない場合は、議長等と同程度の知識と見識を有する者を代理として出席させることができる。

(秘密保持)

第6条 議長等及び事務局員は、職務上知り得た秘密を他に開示・漏洩してはならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年（2025年）7月24日から施行する。

(別 表)

職名	所属・役職
議 長	熊本県食のみやこ推進局 局長
委 員	熊本県食のみやこ推進局 政策調整監
委 員	熊本県農林水産部流通アグリビジネス課 課長
委 員	熊本県商工労働部販路拡大ビジネス課 課長
委 員	熊本県観光文化部観光振興課 課長

熊本県産農林畜水産物消費拡大緊急支援事業費補助金 審査票

事業者名 _____

採点者名（フルネーム） _____

評価の視点		配点	非常に 優れている	優れている	普通	やや 不十分	不十分	合計点
1 実施体制 (20点)	事業の実施が可能である事業主体であり、事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、期間内に事業を円滑に遂行できるか	10	10	8	5	3	0	
	県内事業者と県産品について広くネットワークと知識を有しており、イベント及び商談会への呼びかけや商品提案のサポートを行うことができるか	10	10	8	5	3	0	
2 計画内容 (50点)	事業計画内容は本事業の趣旨に沿って立てられているか	10	10	8	5	3	0	
	事業内容に独自性や新規性、発展性があるか	15	15	11	7	3	0	
	食の関係者(生産・流通・販売等)や他分野(福祉、教育、人材育成等)と連携した取り組みであるか	15	15	11	7	3	0	
	事業内容に話題性があり、県内外に向けた情報発信力が認められるか	10	10	8	5	3	0	
3 事業の効果及び 地域への波及効果 (25点)	地域や特産品のPRに繋がるものであり、地場企業振興や雇用創出等、地域経済への貢献度があるか	10	10	8	5	3	0	
	事業が終了したのちも、食の理解醸成及び県産品の販路拡大・消費拡大につながる工夫があるか	15	15	11	7	3	0	
4 経費の妥当性 (5点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	5	5	3	2	1	0	
合計		100						

※各委員100点満点の合計500点で審査し、各委員の総合点の平均が50点（計250点）に達しないものは採択対象としない

参考	評価点	
	弱点	